

一般廃棄物収集運搬許可業者による  
ごみ排出事業者の皆様へ

## 岸和田市貝塚市清掃施設組合からのお知らせ



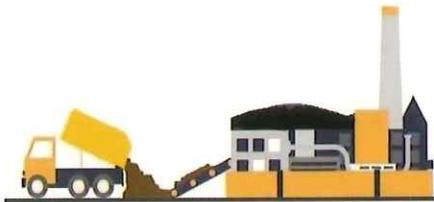
### ごみ処分手数料が改定されます

10kg 当たり 現在 90円から

- ・ 令和8年4月から 110円になります。

令和元年度までは一般廃棄物収集運搬許可業者（以下、許可業者という）が収集搬入したごみ処分手数料については減免制度を適用していましたが、この制度が廃止され、令和2年4月に第1回、令和6年4月に第2回料金改定が行われ、現在 10kg 当たり 90 円となっています。

また、これに合わせて一般持込み搬入者のごみ処分手数料が、10kg 当たり 110 円から 150 円に引き上げられました。（経過措置あり）



現在、岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいて、ごみ 10kg を処分するのに、約 210 円かかっています。

（焼却費、排ガス処理費、焼却灰処分費など）

この料金改定に伴い発生する料金の増額分は、現在お支払いいただいております許可業者へのお支払いに、加えて納めていただくこととなります。



詳細は裏面参照ください



お問い合わせ先

岸和田市貝塚市清掃施設組合

電話：072-436-5389

## 一般廃棄物収集運搬許可業者との契約料金について

許可業者との契約料金は、「ごみを収集運搬する費用」と、「クリーンセンターに支払うごみ処分手数料」を合計した金額からなっています。今回の料金改定は、岸和田市貝塚市クリーンセンターに支払うごみ処分手数料です。

令和2年3月までの  
ごみ処分手数料

10kg 35.2円

令和2年4月1日～ 10kg 70円  
令和6年4月1日～ 10kg 90円  
令和8年4月1日～ 10kg 110円

今回の料金改定部分

令和2年  
3月まで



令和2年4月から

令和6年4月から

令和8年4月から

ごみ処分手数料

岸和田市貝塚市クリーンセンターに納める手数料で、焼却費、排ガス処理費、焼却灰処分費などの経費に充てられています。

※上記料金とは別途に、従来どおりごみを収集運搬する費用が合わせてかかります。【収集運搬費用は、収集回数・ごみ量(かさ・重さ等)・収集時間帯や場所などにより変わります。】



【参考】一般持込み搬入者のごみ処分手数料も引き上げられます。

	令和2年3月まで	令和2年4月～	令和6年4月～	令和8年4月～
70kg まで	700円	1,000円	1,000円	1,000円
70kg 超 10kg ごと	110円	120円	140円	150円

ごみ処理の適正処理について（事業者の責務）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条の中で、事業者には次の責務があります。

- 1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3) 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。